

第 85 号

熊本県公害紛争処理条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県公害紛争処理条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公害紛争処理条例の一部を改正する条例
熊本県公害紛争処理条例（昭和46年熊本県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料」を「旅費」に改め、同条第3号中「鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当又は宿泊料」を「費用」に改め、同条第4号中「呼出」を「呼出し」に、「郵便料又は電信料」を「費用」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。